

(オ) 都道府県・市町村との連携

都道府県・市町村との連携に関して、保護司は、保護司法第8条の2において、「犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力」の事務に、また、保護司会は、保護司会等規則第1条において、「犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるために、教育、医療又は福祉に関する公私の団体又は機関からの協力の促進を図る活動」、「犯罪の予防を図るために、公私の団体又は機関からの協力の促進を図る活動」の事務に従事することとされている。そして、都道府県・市町村は、保護司法第17条において、「その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力を行うことができる」こととされている。

また、保護観察所は、更生保護法第30条において、保護観察を実施するなどの「所掌事務を遂行するため、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な援助及び協力を求めることができる」こととされている。

さらに、国及び都道府県・市町村は、平成28年に施行された再犯防止推進法第5条において、「再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない」などとされているほか、再犯防止推進法第24条において、都道府県・市町村は再犯の防止等に関して、「国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策^(注)を講ずるように努めなければならない」こととされている。

(注) 非行少年等に対する支援、就業の機会の確保、情報の共有などの各種施策

i 法務省における都道府県・市町村との連携に関連する取組

地方公共団体との連携に関して、平成24年提言では、「効果的な保護司活動を展開するため、これまで以上に基礎自治体たる市区町村との連携強化に努めることが重要である」、「市区町村長等に保護司活動の内容や意義等について理解してもらうことが必要であり、そのための各種方策に保護観察所と保護司会が協力して取り組むことが必要である」とされているほか、「保護司法第17条をより機能させるため、法務省において総務省と必要な協議をすることが求められる」などとされている。

こうしたことを踏まえ、法務省は、地方公共団体から保護司活動に対する一層の協力を得られるよう、平成26年の依頼通知において、都道府県知事及び市町村長に対し、保護司候補者やサポートセンター等に関する事項のほか、保護観察対象者等の社会復帰支援のために、住居や就労先の確保、福祉サービスの調整等の支援について、当該地方公共団体所管の関係機関等と連携した実施や、当該地方公共団体との安定的な関係作りのために、保護司活動等について職員に説明する機会の提供を依頼している。

(保護観察所における取組状況)

調査対象とした17保護観察所における都道府県・市町村との連携を図るための取組^(注)について調査したところ、これらの保護観察所では、都道府県における地方再犯防止推進計画の策定に際して意見交換を行っている例や、保護司会の総会等の機会に、連携体

制を構築するために市長や幹部職員等に働き掛けを行っている例などがみられた。一方で、「各保護司会に任せており、保護司会から要望がある場合等に保護観察所から都道府県・市町村に対し支援を求めることとしている」としている保護観察所もみられた。

(注) 面接場所（サポートセンター）及び保護司候補者の確保に関する取組については、それぞれ 3-(1)-イ-(7)及び 3-(2)-ア-(イ)において取り扱っているため、本項では取り扱わない。

〔保護観察所における都道府県・市町村との連携を図るための取組の例〕

- 都道府県・市町村との連携については、各保護司会に任せており、保護司会から要望がある場合等に保護観察所から都道府県・市町村に対し支援を求めることとしている。（高松保護観察所）
- 保護司会長等による首長への表敬訪問に同行する機会や、各保護司会の総会に出席する機会などに、保護司活動の重要性を強調し理解を求めている。（佐賀保護観察所）
- 地方再犯防止推進計画の策定については、都道府県と勉強会を開催し、各種機会に都道府県と意見交換を実施している。その上で、再犯防止推進計画検討会の委員として参画し、計画の作成に関与している。また、市町村に対しても説明会の開催や個別説明を実施し、連携関係の構築に努めている。（東京保護観察所）

(注) 保護観察所への実地調査の結果による。

ii 都道府県・市町村における保護司等との連携の状況

（都道府県における連携の状況）

調査対象とした 16 都道府県における保護観察所や保護司等との連携^(注1)の状況について調査したところ、これら都道府県では、地域再犯防止推進モデル事業^(注2)などを通じて、保護観察所や保護司会連合会、保護司会等と連携した取組を実施しているほか、保護司会連合会に対し補助金を交付したり、功労のあった保護司を表彰したりして保護司活動に対して協力している状況がみられた。また、令和元年 4 月に策定した県再犯防止推進計画において、サポートセンターの設置のための公的施設の提供について記載している例（1 都道府県）や、就学・就労、福祉等に関する相談窓口を紹介したガイドブックを保護司に配布している例（1 都道府県）がみられたほか、就業の機会の確保に関する施策として、協力雇用主に対して競争入札に係る優遇措置を行っている例（8 都道府県）や、保護観察対象者を雇用する取組を行っている例（2 都道府県）がみられた。

(注1) 保護司候補者の確保に関する連携については、3-(2)-ア-(イ)において取り扱っているため、本項では取り扱わない。

(注2) 再犯防止推進計画を踏まえ、国と地方公共団体が協力して、地域における犯罪や非行をした者の実態調査や支援策の策定・実施、効果検証といった一連の取組の実施を通じて、国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方を検討することを目的とする事業。法務省の公募により平成 30 年度から 30 団体に、令和元年度から 7 団体に委託している。

〔都道府県における保護司等との連携等の例（主なもの）〕

分類	内容
連携した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、国、道、関係機関等が協働し、地域における再犯防止対策等に係る情報共有及びネットワーク構築等を目的として、地域再犯防止推進モデル事業を実施しており、その一環として再犯防止推進会議を開催している。（北海道） ・ 再犯防止に携わる関係機関・団体等が連携して再犯防止に関する施策を推進するため、再犯防止連絡協議会を設置している。構成機関は、県担当部局のほか、保護観察所、刑務所、県保護司会連合会など関係機関・団体等の代表者 45 人であり、情報交換を行っている。（愛知県） ・ 非行少年に対する支援を行っている機関・団体がそれぞれの取組の現状や課題を共有し連携を深めていくことを目的に、保護観察所、県、民間団体等をメンバーとして構成される非行少年等再犯防止連絡会を開催している。保護観察所による就労支援が保護観察中の者を対象にしていることを踏まえて、県は保護観察終了後の非行少年等を対象とする非行少年等就労支援事業を実施している。（広島県） ・ 保護観察所が開催している高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に関する関係機関連絡協議会に出席している。（佐賀県）
補助金の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司に対する研修の実施、社明運動といった更生保護のための地域活動促進のために、県保護司会連合会に対して補助金を交付している。（広島県） ・ 県保護司会連合会に対して、以下の補助金を交付している。 <ul style="list-style-type: none"> i) 薬物乱用によって生ずる健康被害を防止するため、県保護司会連合会が行う薬物乱用防止の啓発活動に対して補助を行うことにより、県民の健康で快適な生活環境づくりに寄与することを目的に、同連合会が行う福岡県薬物乱用防止県民運動事業を実施するために必要な経費について福岡県薬物乱用防止県民運動事業補助金を交付している。 ii) 県保護司会連合会が行う地域社会非行防止推進事業に要する経費を補助することにより、地域社会において青少年による非行を未然に防止し、青少年の健全育成の促進を図ることを目的に、同連合会が行う地域社会非行防止推進事業に要する経費について福岡県地域社会非行防止推進事業補助金を交付している。（福岡県）
功労のあった保護司の表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罪を犯した人の更生に向けて尽力している人への感謝の意を表するため、保護司に対して社会福祉事業功労者表彰を行っている。（和歌山県）
サポートセンターの設置に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員からの要望書や、保護観察所から「サポートセンターが保護区に 1 か所では足りない」、「複数の分所があるとよい」などの意見を伺ったことを受け、平成 31 年 4 月に策定した県再犯防止推進計画において、サポートセンターのサテライトセンター設置のための公的施設の提供について記載している。（佐賀県）
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非行少年が社会復帰する際に役立つと思われる都や関係機関（就学・就労、福祉等）の相談窓口等を紹介した保護司向け情報冊子「少年支援ガイドブック」を作成・配布し、地域で非行少年の立ち直り支援に携わる保護司等の活動を促進している。（東京都）
協力雇用主に対す	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が推進する施策への入札参加者の協力度を入札参加資格の審査に加味することにより施策への積極的な協力を促す制度（地域貢献活動評価制度）の中で、協力雇用主で

る優遇措置	あることを加点対象にしている。(福岡県) <ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の政策的評価項目への活用可能な項目例として、保護観察対象者等の雇用(協力雇用主として保護観察対象者等を雇用した実績があること)を例示している。(東京都)
保護観察対象者の雇用	<ul style="list-style-type: none"> 就業体験の機会を与え、立ち直り支援を後押しすることを目的に、保護観察対象者を臨時職員として雇用している。(東京都) 再犯防止推進法が成立したこと及び県議会からの要請があったことを踏まえ、保護観察対象者の民間企業への就職を促進するため、県で一定期間雇用するチャレンジ雇用を実施している。(鳥取県)

(注) 都道府県への実地調査の結果による。

(市町村における連携の状況)

調査対象とした63市町村における保護観察所や保護司等との連携の状況^(注)について調査したところ、これら市町村では、地域再犯防止推進モデル事業や地方再犯防止推進計画策定のための会議などを通じて、保護観察所や保護司会等と連携した取組を実施しているほか、保護司会に対し補助金を交付したり、サポートセンターの設置場所を提供したり、功績のあった保護司を表彰するなど保護司活動に対して協力している状況がみられた。また、保護司会の事務の支援を行っている例(11市町村)や、研修や会議の際に施設を提供している例(6市町村)、更生保護関係団体間で連携して合同研修を行っている例(1市町村)がみられたほか、就業の機会の確保に関する施策として、協力雇用主に対する競争入札に係る優遇措置を行っている例(13市町村)や、保護観察対象者を雇用する取組を行っている例(6市町村)がみられた。

(注) 保護司候補者の確保に関する連携については、3-(2)-ア-(イ)において取り扱っているため、本項では取り扱わない。

〔市町村における保護司等との連携・協力の例(主なもの)〕

分類	内容
連携した取組	<ul style="list-style-type: none"> 保護観察所からの依頼を受け、地方検察庁、刑務所、少年鑑別所、保護司会、保護観察所等を構成員とする再犯防止推進計画を踏まえた地方公共団体への説明・打合せ会に参加している。(秋田市) 地域再犯防止推進モデル事業(平成30年度から令和2年度まで)として、起訴猶予処分となった者のうち、福祉的な支援が必要な高齢者・障害者・若者を、業務委託されたコーディネーターが適切かつ円滑に福祉窓口につなぎ、一定期間継続的に支援する伴走型入口支援事業を実施し、同事業の効果等について検証を行っている。(名古屋市) 保護観察所と福祉関係者が連携して福祉的支援が必要な者(起訴猶予者など)に対する支援体制の構築を図っている。(高松市) 市民や関係機関等と連携して犯罪のないまちづくりを推進する豊田市防犯ネットワーク会議において、「犯罪のないまちづくり規則」に基づき保護司が参加しており、また、豊田市若者支援地域協議会に保護観察所が参加している。(豊田市)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司会と連携して、矯正展(刑務所作業製品展示即売会)の会場予約、自治会長・マンション管理組合理事長宛てにチラシ回覧依頼等を行っている。(箕面市) ・ 更生保護関係4団体(地区犯罪者予防更生協会(当該市は会員)、地区保護司会、地区更生保護女性会及び地区協力雇用主会)においてスキルアップのため合同研修会を行っている。(気仙沼市) ・ 保護観察所の協力の下保護司会が主催する薬物依存からの回復に向けたプログラムに関して、保護司会から会場の提供依頼を受けたことにより、実施会場を月に1回(各2時間程度)提供している。(千代田区)
補助金の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪のない地域づくりや保護司の資質向上に寄与することを目的とし、青少年の非行防止と健全な育成を図るため、各種更生保護活動を実施している保護司会に対し補助を行っている。(高松市) ・ 保護司会の活動が、地域社会の安全及び住民福祉の向上のため、犯罪・非行を未然に防止し、犯罪をした人や非行のあった少年の改善・更生を助け、地域の理解を深めるなど公益上必要であると認められるため、市内の保護司会に補助金を交付している。補助金の対象事業及び対象経費は、i)各保護司会における社明運動等の保護司会活動及び機関誌等の作成などの広報活動、ii)市保護司会連絡協議会における保護司会活動及び広報活動の実施に要する経費である。(福岡市)
功労のあった保護司等の表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で安心なまちづくり活動に功績のあった市民及び団体等の意識の高揚を図るため、更生保護活動に多大な功績のある保護司などに対し、毎年表彰を行っている。(札幌市)
サポートセンターの設置に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ サポートセンターの設置場所として、市が所管する施設の一角を無償提供している。(秋田市) ・ サポートセンターの設置場所として、市が所管している施設の一角を無償提供しており、さらに、光熱水料を免除している。(観音寺市) ・ サポートセンターの設置場所として、市が所管している施設の一角をその借料及び光熱水料を減額した上で提供しており、さらに、保護司会に対して机や椅子等の備品を貸し出している。(田辺市)
保護司会の事務の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別任用職員(非常勤職員)を雇用し(6時間/日、週3.5日程度)、保護司会事務の補助業務に当たらせている。同職員は、保護司会宛て文書の收受、通知・案内の作成・発送、会議室の確保・調整、その他雑務を主に行っており、市が報酬を負担している。(豊田市) ・ 理事会、定例研修、小中学校との交流会等の案内、会場準備、資料準備のほか、会計事務を行っている。(富田林市)
保護司会総会や研修等の会場提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司会定期総会、定例会議、研修会等の大規模会合開催時の区が所有する施設の使用に当たっては、区担当から公用使用として会場予約・申請を行っている(使用料:無料)。(中野区、練馬区) ・ 保護司会の総会や、定例の研修会等の会場として、本庁舎の会議室を無償で貸し出している。(高松市)
協力雇用主に対す	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司会連合会長・保護観察所長から市長宛てに要望書が提出されたことなどを受け、入札参加事業者が、協力雇用主として登録されている場合に、入札参加資格者名簿

る優遇措置	<p>登載者（工事）に係る格付評点に加点を行っている。（仙台市）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が保護司会・協力雇用主会と就労支援に関する協定を締結したことを機に、保護観察対象者等の雇用を促すため、総合評価入札における評価項目の追加等を実施し、保護観察対象者等を雇用する協力雇用主に対する入札上の優遇措置を設けた。（箕面市）
保護観察対象者の雇用	<ul style="list-style-type: none"> 保護司会から市長宛てに更生保護事業の充実に関する要望書が提出されたことをきっかけとして、保護司会と「保護観察対象者に対する就労支援に関する協定」を締結し、保護観察対象者の雇用に当たっては、保護司会からの推薦を受けて選考を行うこととなっている。（秋田市） 保護司会と「保護観察対象者に対する就労支援に関する協定」を締結し、保護観察対象者を臨時職員として雇用している。（大田区）

（注）市町村への実地調査の結果による。

（保護観察所に対する都道府県・市町村からの意見・要望）

調査対象とした都道府県・市町村から、保護観察所に対する意見・要望を聴取したところ、再犯防止施策や保護観察対象者等の支援のために必要な情報の提供を望む意見や、保護司会との情報交換の場の設置を望む意見などが聴かれた。

〔保護観察所に対する都道府県・市町村からの意見・要望（主なもの）〕

区分	内容
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 地域再犯防止推進モデル事業を通じて、保護観察所を始め、今まで関わりが皆無であった機関との連携が生まれるなど、地方レベルでは協力の機運が高まっているが、保護観察所等が保有する犯歴に関する情報等、取扱いに注意を要する情報の提供については、法務本省の許可を得ることが困難である。一方で、当方が保有する当該情報についても、他機関に提供することはできず、情報の共有が課題である。犯歴に関する情報については、地方公共団体の再犯防止施策の効果を検証する、また、刑余者や保護観察対象者等を支援する上でも必要な情報であることから、情報提供できるよう改善していただきたい。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 更生保護活動における地方自治体の役割が、法律などで明確に位置付けられていないことから、日々の市町村行政においても優先度が低くなってしまっていると感じている。例えば、民生委員などは民生委員法（昭和23年法律第198号）において、都道府県や市町村の役割がきちんと規定されており、市町村行政の現場でも所掌業務として進めやすい。率直に言って、平成26年の依頼通知では、市町村行政の現場での動機付けとして弱いと考える。また、現状では、更生保護活動に関する地方自治体における担当者間や、保護司会との定例の情報交換の場がなく、他の市町村で保護司に対してどのような支援を行っているかも承知していない状況にあることから、そのような情報交換の場の設置について検討していく余地があるのではないかと考える。

（注）都道府県及び市町村への実地調査の結果による。

iii 保護司における市町村との連携・協力に関する意見等

調査対象とした保護司 136 人から、市町村との連携・協力に関する意見・要望を聴取したところ、市町村からは十分な支援が得られているといった意見が多く聴かれたものの、市町村における更生保護や再犯防止施策等に係る窓口が分かりづらいため窓口の明確化などを望む意見や、福祉関係部局とのネットワークや個々の保護司と交流する機会を望む意見などが聴かれた。

〔市町村との連携・協力に関する保護司の意見・要望（主なもの）〕

- ・ 保護司会の事務局については、市町村が全面的に担っており、非常に手厚いサポートを受けていると思っているため、これ以上の支援に関する要望はない。
- ・ 市町村からは保護司会事務局として支援を受けてきており、今の支援で十分であると感じているため、これ以上の支援の必要性を感じない。
- ・ 市町村の支援には十分満足しており、支障や不満はない。
- ・ 市町村における更生保護や再犯防止施策等に係る窓口が分かりづらい。今後は窓口の明確化のほか、関係機関との連携強化等に取り組んでほしい。
- ・ 保護観察や生活環境調整を行う上で、生活保護や貧困者への貸付金など福祉関係の情報や雇用関係の情報が必要であると感じるので、市町村の福祉関係部局やハローワークとのネットワークがあればよいと思う。
- ・ 保護観察対象者の中には、産後うつや精神障害のある者がおり、これらの者には市町村の相談員・ヘルパーによる支援が行われるが、こうした支援について保護司には連絡がなく、保護観察対象者から聞いて初めて知ることとなる。保護司と市町村の相談員・ヘルパーの両者が協力することにより、保護観察対象者の生活状態の変化を把握したり、保護観察と福祉のそれぞれの立場から処遇の方法をより良くしたりすることが可能となることから、これらの相談員・ヘルパーと連携できるよう情報を提供してほしい。
- ・ 自分自身は、保護司のほかに、居住する市町村において 10 年以上民生委員をしていたことから、市町村に様々な協力をちゅうちょすることなく依頼することができたため、以前、担当した高齢者や知的障害者であった保護観察対象者が救護施設や身体障害者施設へ入所する際に市町村に協力を依頼したことがある。しかし、市町村との連携になじみのない保護司にとっては簡単なことではないのかもしれない。
- ・ 一般の保護司にとっては市町村には声を掛けにくいので、市町村においては、個々の保護司と今以上に交流する機会を持つようにしてもらいたい。
- ・ 市町村から保護司会への支援は、必要な時に保護司会から要望して、必要最小限の支援をしてもらっていると思うが、市町村の業務として保護司への支援が位置付けられていないので、担当者の考え方による部分があり、不安定な面があることは否めないと思う。今のところ直ちに支障が生じているとは言えないが、保護司会と市町村の関係をいずれ考えることが必要となるかもしれないと思う。

(注) 保護司への実地調査の結果による。